

序章	はじめに 1. 都市計画マスタープランとは 2. 計画の位置づけ 3. 計画の構成 4. 策定体制
第1章	都市づくりの課題 1. 上位・関連計画の位置づけ 2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点 3. 都市づくりの課題
第2章	都市づくりの基本構想 1. 都市づくりの理念 2. 都市づくりの目標 3. 将来都市構造
第3章	分野別方針 1. 土地利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 道路・交通整備の方針 4. 公園・緑地整備の方針 5. 上・下水道整備の方針 6. 名瀬港湾整備の方針 7. 住まい・住環境整備の方針 8. 景観整備の方針 9. 都市防災の方針 10. 都市の魅力向上 11. 環境保全の方針 12. 都市マネジメントの方針
第4章	地域別構想 1. 地域別構想の概要 2. 地域別構想 2-1 名瀬中心拠点地域 2-2 名瀬市街地地域 2-3 名瀬自然共生地域 2-4 住用地域 2-5 笠利地域
第5章	計画の実現に向けて 1. 計画に基づく取り組みの考え 2. 協働のまちづくりの推進 3. 都市計画マスタープランの推進

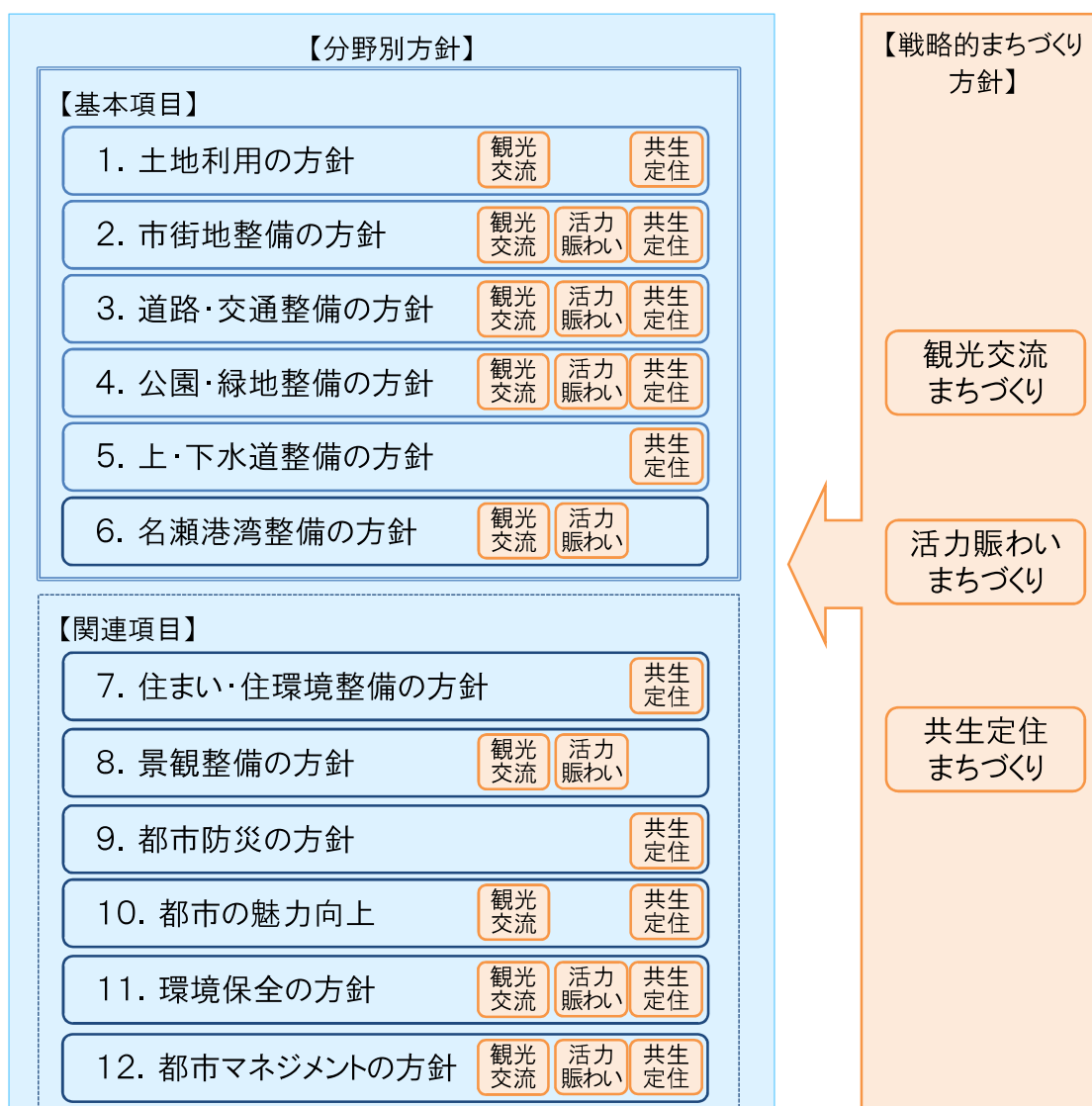
第3章 分野別方針

はじめに

奄美市都市計画マスタープランでは、都市計画の基本となる「土地利用」「都市施設」「市街地整備」の基本項目に加えて、景観、住宅整備、環境保全など、本市のまちづくりを進めて行く上で密接に関わる項目を分野別方針として整理します。

また、この分野毎の方針に加え、各分野を横断し、奄美だからできること、奄美らしさを大切にすることを念頭に置いたまちづくりの実現に、筋道を立てる役割として『戦略的まちづくり方針』を設定します。この、『戦略的まちづくり方針』は、奄美市のまちづくりにおいて、基本構想の達成や将来のまちづくりにおいて重点的・戦略的に進める項目として整理し、『都市づくりの目標』（P23）に併せて展開します。

<奄美市都市計画マスタープランの分野別方針の体系>



<分野別方針の整理体系>

- 「分野別方針」の構成は、各分野の「①基本方針」を定め、それぞれの分野を構成する「②項目毎」の方針を定めます。
- なお、「①基本方針」においては、基本方針に併せて、『戦略的まちづくり』に係る方針を位置づけます。

<分野別方針の記述構成(例)①>

第3章 分野別方針

1. 土地利用の方針

①-1 基本方針
各分野の基本的な考えを整理

<土地利用の基本方針>

- 地域の実情や特性に応じて、都市的土地利用と農業的土地利用及び自然的土地利用との調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用を推進します。
- 既存の市街地、集落地域を基本に、都市計画マスタープランに位置付ける開発を除き、市街地の拡大を抑制し、拠点地区への都市機能の誘導や市街地での良好な住環境の形成を進めます。
- 自然との調和を基本としながら、持続的かつ自立的な発展に向けて、地域特性を生かした産業の誘導・集積を図るとともに、観光業、環境・エネルギー産業等の今後成長が期待される企業立地や産業振興を進めます。

<戦略的まちづくりに係る土地利用の方針>

<観光・交流>

- 世界自然遺産にふさわしい生物多様性の確保に向けた自然の保全に加え、自然を活用しながら奄美の文化を継承したり、観光交流を誘導する土地利用を進めます。

<文化継承>

- 集落（シマ）の有形・無形民俗文化財をはじめとして、地域独自の文化を保存するとともに、「島建て」に基づく集落の成り立ちなど、地域特性に配慮した土地利用の規制・誘導を進めます。

<持続可能>

- 効率の良いコンパクトなまちづくりを進めるため、土地の高度利用、複合的な利用を図るとともに、良質な緑地や自然地を確保しながら都市の質を高めます。

①-2 戦略的まちづくり方針
戦略的まちづくり項目に係る分野毎の基本的な考えを整理

＜分野別方針の記述構成(例)②＞

②項目毎の方針
分野を構成する各項目
毎に具体的なまちづくり
方針を定めます。

(1) 市街地（用途地域内）

- 地域特性や都市基盤の整備状況、市街地開発事業などの取組状況を総合的に考慮した上で、用途地域、地区計画制度など都市計画の手法を適切に組み合わせ、住居系、商業・業務系、工業・流通系などの用途に応じた秩序ある土地利用を進めます。
- 地形的な制約、都市構造の展開を踏まえ、効率の良いコンパクトなまちづくりを進めるため、土地の高度利用、複合的な利用を図るとともに、良質な緑地や自然地を確保しながら都市の質を高めます。

①住宅地

＜中心拠点及びその周辺の住宅＞

- 市街地中心部及びそれに連担する名瀬港沿岸の住宅地は、都心部の商業・業務機能に近接する利便性に優れた市街地居住地として位置づけ、土地の高度利用、複合的な土地利用など、利便性の高い、快適な居住地としての整備を進めます。
- また、都市機能が集約する利便性の高い市街地として、高齢者や子育て世代などに配慮した都市型住宅の立地を促進します。



＜名瀬中心部の市街地＞

＜郊外住宅地＞

- 大熊・有屋地区及び小宿・朝仁地区は、基本的には住居系土地利用を主体とした郊外居住地として位置づけ、これに必要な都市基盤整備や公共公益施設等の配置により住環境の向上を図ります。
- また、現国道58号及び県道名瀬瀬戸内線沿道については、商業・業務系土地利用との共存を図りつつ、沿道型商業複合地としての土地利用を進めます。



＜小宿地区の市街地＞

1. 土地利用の方針

<土地利用の基本方針>

- 地域の実情や特性に応じて、都市的土地利用と農業的土地利用及び自然的土地利用との調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用を推進します。
- 既存の市街地、集落地域を基本に、都市計画マスタープランに位置付ける開発を除き、市街地の拡大を抑制し、拠点地区への都市機能の誘導や市街地での良好な住環境の形成を進めます。
- 自然との調和を基本としながら、持続的かつ自立的な発展に向けて、地域特性を生かした産業の誘導・集積を図るとともに、観光業、環境・エネルギー産業等の今後成長が期待される企業立地や産業振興を進めます。

<戦略的まちづくりに係る土地利用の方針>

<観光交流>

- 世界自然遺産にふさわしい生物多様性の確保に向けた自然の保全に加え、自然を活用しながら奄美の文化を継承し、観光交流を誘導する土地利用を進めます。

<共生定住>

- 効率の良いコンパクトなまちづくりを進めるため、市街地や集落地域における集約的土地利用を図るとともに、良質な緑地や自然地を確保しながら都市の質を高めます。



<「土地利用の方針」の体系>

体系	
(1) 市街地（用途地域内）	①住宅地 ・ 中心拠点及びその周辺の住宅地 ・ 郊外住宅地
	②商業・業務地 ・ 中心拠点周辺 ・ 沿道商業地
	③工業・流通業務地（臨港地区） ・ マリントウン地区 ・ その他漁港地区 ・ その他工業地
(2) 集落（シマ）地区	・ 地域生活拠点地区 ・ 農村・漁村集落地区 ・ 集落（シマ）地区
(3) 農地・山林	①農地 ・ 農地の保全 ・ 農地の活用
	②山林 ・ 山林の保全 ・ 山林の活用
(4) その他自然環境	・ 奄美国立公園 ・ 海岸部 ・ 観光・交流拠点① ・ 観光・交流拠点②
(5) その他土地利用の規制誘導	①都市計画区域の見直し
	②用途地域等の見直し ・ マリントウン地区 ・ その他
	③地区計画等の指定
	④その他都市計画区域外の開発

(1) 市街地（用途地域内）

- 地域特性や都市基盤の整備状況、市街地開発事業などの取組状況を総合的に考慮した上で、用途地域、地区計画制度など都市計画の手法を適切に組み合わせ、住居系、商業・業務系、工業・流通系などの用途に応じた秩序ある土地利用を進めます。
- 地形的な制約、都市構造の展開を踏まえ、効率の良いコンパクトなまちづくりを進めるため、土地の高度利用、複合的な利用を図るとともに、良質な緑地や自然地を確保しながら都市の質を高めます。

①住宅地

<中心拠点及びその周辺の住宅>

- 市街地中心部及びそれに連担する名瀬港沿岸の住宅地は、都心部の商業・業務機能に近接する利便性に優れた市街地居住地として位置づけ、土地の高度利用、複合的な土地利用など、利便性の高い、快適な居住地としての整備を進めます。
- また、都市機能が集約する利便性の高い市街地として、高齢者や子育て世代などに配慮した都市型住宅の立地を促進します。



<名瀬中心部の市街地>

<郊外住宅地>

- 大熊・有屋地区及び小宿・朝仁地区は、基本的には住居系土地利用を主体とした郊外居住地として位置づけ、これに必要な都市基盤整備や公共公益施設等の配置により住環境の向上を図ります。
- また、現国道58号及び県道名瀬瀬戸内線沿道については、商業・業務系土地利用との共存を図りつつ、沿道型商業複合地としての土地利用を進めます。



<小宿地区の市街地>

②商業・業務地

<中心拠点>

- 市役所や既存商店街が立地する中心拠点地区は、本市のみならず、奄美群島全体の中心的な商業・業務機能を担う地区として位置づけ、業務機能の高度化・集約化等を誘導し、より一層魅力的な商業・業務地としての整備を進めます。
- 多様な人・コトの出会いや賑わいが生まれる場として、交流センター、文化機能、各種高次都市機能の誘導を図ります。
- 誰もが訪れやすい拠点の形成に向けて、駐車場・駐輪場などの商業基盤整備や回遊道路の整備他、もてなし空間の創出を進めます。
- 名瀬港本港地区（マリントウン地区）においては、中心拠点として一体的なみなとまちづくりを推進し、奄美市の海の玄関口にふさわしい、都市機能の誘導や道路、歩道及び緑地等の整備を進めます。



<商店街(ティダモール)>



<AiAiひろば>



<名瀬新港フェリーターミナル>

<沿道商業地>

- 現国道58号、県道名瀬瀬戸内線、県道名瀬龍郷線沿道等については、地域の利便性を高める生活サービス機能や業務機能を誘導するとともに、これら商業・業務系土地利用との共存を図りつつ、沿道型商業複合地としての土地利用を進めます。
- 小宿・朝仁地区における東西横断線・三儀山ルート、大熊・有屋地区の国道58号バイパス整備に併せて、既存道路との交差部周辺においては、新たな商業機能を配置し、地区居住者の生活利便性の向上を図ります。



<県道名瀬龍郷線沿線の店舗の立地>

③工業・流通業務地（臨港地区）

- 港湾業務や流通機能を含む工業系土地利用については、基本的に臨港部埋立地への集約化を図り、住居系土地利用との分離を行います。

<名瀬港臨港地区・マリンタウン地区>

- 名瀬港の湾岸地区は、広域的な交通網が整備された地区であることから、港湾業務関連用地として位置づけ、港湾業務関連及び産業系土地利用を集約配置します。また、既存産業の活性化と同時に新たな基幹産業の育成、開発を誘導し、これにより港湾機能の拡充を図ります。

<その他漁港地区>

- 大熊漁港などの漁港周辺地区は、水産業関連施設用地として位置づけ、既存の水産業関連機能の高度化を図るとともに、6次産業など観光や商業と結びついた、地域資源活用型産業の育成を誘導します。

<その他工業地>

- 名瀬湾岸や鳩浜地区、有仲地区の工業地については、周辺住宅地の環境を保全しつつ、柔軟な立地規制誘導を検討します。

(2) 集落（シマ）地区

- 集落（シマ）の有形・無形民俗文化財をはじめとして、地域独自の文化を保存するとともに、コミュニティを維持していくため、日常生活サービス機能の確保や適正な土地利用の誘導を検討します。
- 豊かな自然環境など地域特性を生かした良好な居住環境を維持するため、開発と保全のバランスのとれた土地利用を誘導します。

<地域生活拠点地区>

- 日常に必要な都市機能が集積し、地域生活の拠点となる赤木名地区周辺においては、生活サービス機能、交通拠点の維持や誘導を図ります。
- 赤木名地区（笠利総合支所）、住用総合支所周辺、住用観光拠点（東城地区）及び集会所（公民館）やその他公共サービス施設が集積するなど、様々な機



<赤木名の市街地>

能を組み合わせることで、地域の生活を支える拠点づくりを進めます。

- 道の駅奄美大島住用・黒潮の森マングローブパーク、住用観光拠点（東城地区）については、観光客の買い物・情報発信及び交流などに加え、地域住民の生活サービスの提供や交通拠点の形成など、複合的な役割を担う地域の拠点施設としての活用を進めます。
- 地域の生活を支える拠点づくりにあたっては、核となる施設の整備・誘導に加え、訪問販売・サービス等のソフト施策との連携の他、地域を支える新たな交通体系との連携を進めます。



<住用総合支所>



<奄美市ひともの交流プラザ>

<農村・漁村集落地区>

- 自然環境との調和を図りながら、やすらぎのある農村環境、漁村環境の実現による定住促進を図ります。
- 集落環境を維持していくには、定住人口を維持していくことに加え、交流人口を増加していくことも必要です。このため、地域特有の伝統・文化等を活かし、グリーン・ツーリズム、ブルーツーリズム等、農村・漁村のライフスタイルを実感できる体験メニューの開発による都市と農村の交流を促進します。



<笠利地域の集落>

<集落（シマ）地区>

- 本市には、「シマ」と呼ばれる集落単位があり、地形的な制約からもそれぞれ独自に発展してきた伝統芸能や文化が息づいています。今後も、各集落の伝統芸能や独自の文化を保存するとともに、コミュニティを維持していくため、定住の促進や交流人口の拡大に向けた取り組みを進めます。



<シマ文化：宇宿稲すり踊り>



<シマ文化：戸玉の網つけ漁>

(3) 農地・山林

- 良好な都市環境の形成、水源のかん養、災害の防止等、多くの公益的機能を持っている農地や森林などについて、農業・林業施策などによる保全を図るとともに、必要に応じて開発を抑制し、計画的な保全を図ります。
- 農地や森林などが持つ防災機能や生物多様性の保全などに配慮しつつ、市民が自然環境や農業・林業にふれることのできる場を形成します。また、このような取り組みを通じて、都市住民と農業者との交流・連携による地域の活性化や、農地・森林の荒廃防止及び活用を図ります。

①農地

<農地の保全>

- 農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努めます。



<笠利地域の農地>

<農地の活用>

- 「食」と「農」のつながりを身近に感じる農業体験などグリーン・ツーリズムの推進等により、観光と連携した新たな農業の展開を図ります。

②山林

<山林の保全>

- 森林資源の健全な育成・保存を図るため、適地適木の造林・保育を推進します。また、森林のもつ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の多様な公益的機能の高度発揮を図ります。



<山林(あかざき公園)>

<山林の活用>

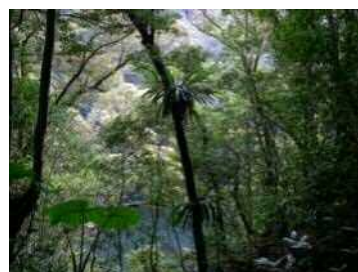
- 森林ボランティアの育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生を対象とした森林環境教育を推進します。

(4) その他自然環境

- 農地・山林に加え、豊かな自然環境は、後世に受け継ぐ資産として維持・保全を図ります。
- 自然公園法や各種計画との連携を図り、世界自然遺産にふさわしい生物多様性を保全し、自然と共生してきた文化を大切にしながら自然の恩恵を持続的に享受して、豊かな暮らしが営まれる社会を創ります。(奄美大島生物多様性地域戦略)
- 良好な自然環境を有する市街地を取り囲む山岳地帯や海岸部については、今後とも自然の風致を維持しつつ、都市と自然との環境共生に努めます。

<奄美国立公園>

- 奄美群島国立公園に指定される豊かな自然環境及び伝統・文化等の地域資源を適切に保護するとともに、保護と利用の調和に配慮しながらこれらの地域資源を有効に活用することにより、交流の拡大及び地域の振興を図ります。
- 奄美群島の自然環境の魅力に対する住民自身の認識を深め世界自然遺産に対する地元の理解や意識の高揚を図るとともに、希少野生生物の保護や奄美群島の自然等について適切な知識を有するガイドの育成、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成、自然環境に配慮した公共事業の実施など、世界自然遺産の登録に向けた取組を進めます。



<金作原(きんさくばる)原生林>



<奄美の固有種(ルリカケス)>

<海岸部>

- 国立公園に指定されている海沿岸部の海浜や良好な眺望景観を有する海岸部では、優れた自然環境を有することから、今後ともその保全に努めます。



<大浜海浜公園からの眺望>

<観光・交流拠点①>

- 金作原原生林、マングローブなど、奄美の特徴ある自然環境を有し、観光拠点として活用が図れる拠点地区については、その自然環境を保護するとともに、市民のレクリエーション利用、観光客に向けた整備を推進します。特に、マングローブパ



<マングローブ>

ーク周辺については、国立公園へ訪れる人が奄美群島の地形や生物等の自然環境の多様性・固有性や、伝統的な人と自然との関わりを感じる事ができる交流・情報発信施設の整備を検討します。

＜観光・交流拠点②＞

- 名瀬総合運動公園、太陽が丘運動公園等については、スポーツアイランド構想を踏まえ、恵まれた自然、人情などをベースに奄美をスポーツマーケットとして情報発信し、これに対する受入を新たなリーディング産業の推進を図ります。このため、市民の健康増進、レクリエーション利用のニーズ、また、島外からの観光客やスポーツ合宿のニーズの高まりに対応し、より質の高い施設環境の提供、利用促進を目指し施設の再整備、施設周辺整備の検討を進めます。



＜名瀬総合運動公園＞



＜あやまる岬観光公園＞

（5）その他土地利用の規制誘導

- 人口減少という大きな社会変化の潮流の中、拡大を基調とした都市づくりからの転換を図り、奄美の特性を活かしたコンパクトなまちづくりに向けて、土地利用に係る制度を適切に運用します。

①都市計画区域の見直し

- 今後の開発動向等を見ながら、現在の都市計画区域外を新たに都市計画区域に編入することも含めて、必要に応じて、都市計画区域の再編を検討します。

②用途地域等の見直し

＜マリントウン地区＞

- マリントウン地区については、埋立事業の完成に併せて、「みなとまち名瀬」の玄関口として、交通結節拠点、広域物流拠点及び中心拠点として都市機能を誘導するなど、計画的な土地利用の推進に向けて用途地域や特別用途地区の指定を進めます。

＜その他＞

- 中心拠点における都市機能の集約をはじめ、コンパクトなまちづくりの推進に向けて、行政機能、商業機能など日常生活サービス施設や市民交流・観光交流センターなど交流機能のさらなる集積を誘導するため、地域地区の見直しを行うほか、各種法規制との整合のもと、計画的な土地利用を推進します。

③地区計画等の指定

- 中心拠点地区など、商業・業務施設の集積を進める地区においては、地区計画制度を活用し、土地の高度利用及び良好な都市景観の形成を誘導します。
- 良好な居住環境の保全に向けてまちづくりの機運が高まった住宅団地などにおいて、地区の特性や課題に応じた「まちづくりのルール」として地区計画の策定や条例・協定の締結を支援し、地区にふさわしい土地利用を誘導します。

④その他都市計画区域外の開発

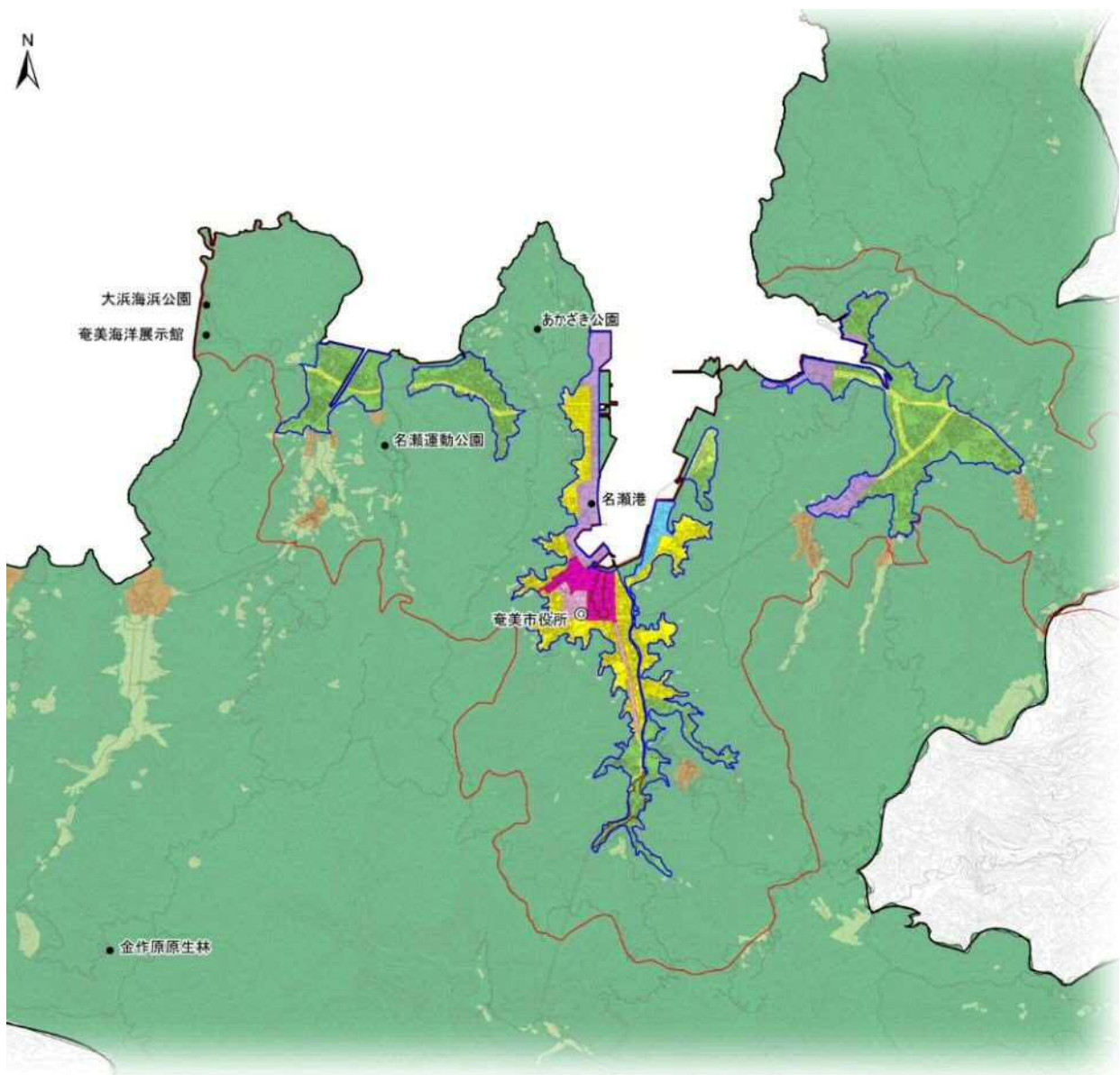
＜自然地域での開発＞

- 世界自然遺産登録に向けた取り組みを進めていますが、登録後は観光需要や開発圧力等の増加が想定されます。このため、奄美の自然やその生態系の保全を第一に、自然公園法等による自然の保護や利用に加え、景観法に基づく景観計画や景観条例等の検討により、景観計画区域の指定や届出制を活用し、景観の保全や適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 奄美の自然や生態系の保全を基本としますが、地域の観光振興や観光との連携による新産業の創出において必要な開発計画においては、関係機関との調整のもと、計画的な土地利用の推進を図ります。

＜企業立地＞

- 本市の魅力ある自然遺産、観光資源を生かした観光業をはじめ、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し地域経済の波及効果を及ぼす事業を誘導するため、国や県と連携しながら、立地環境の整備や基盤強化を進めます。
- 新たな市街地開発にあたっては、地域未来促進法による「鹿児島県基本計画」等との連携を図りながら進めます。

土地利用方針図（都市計画区域）



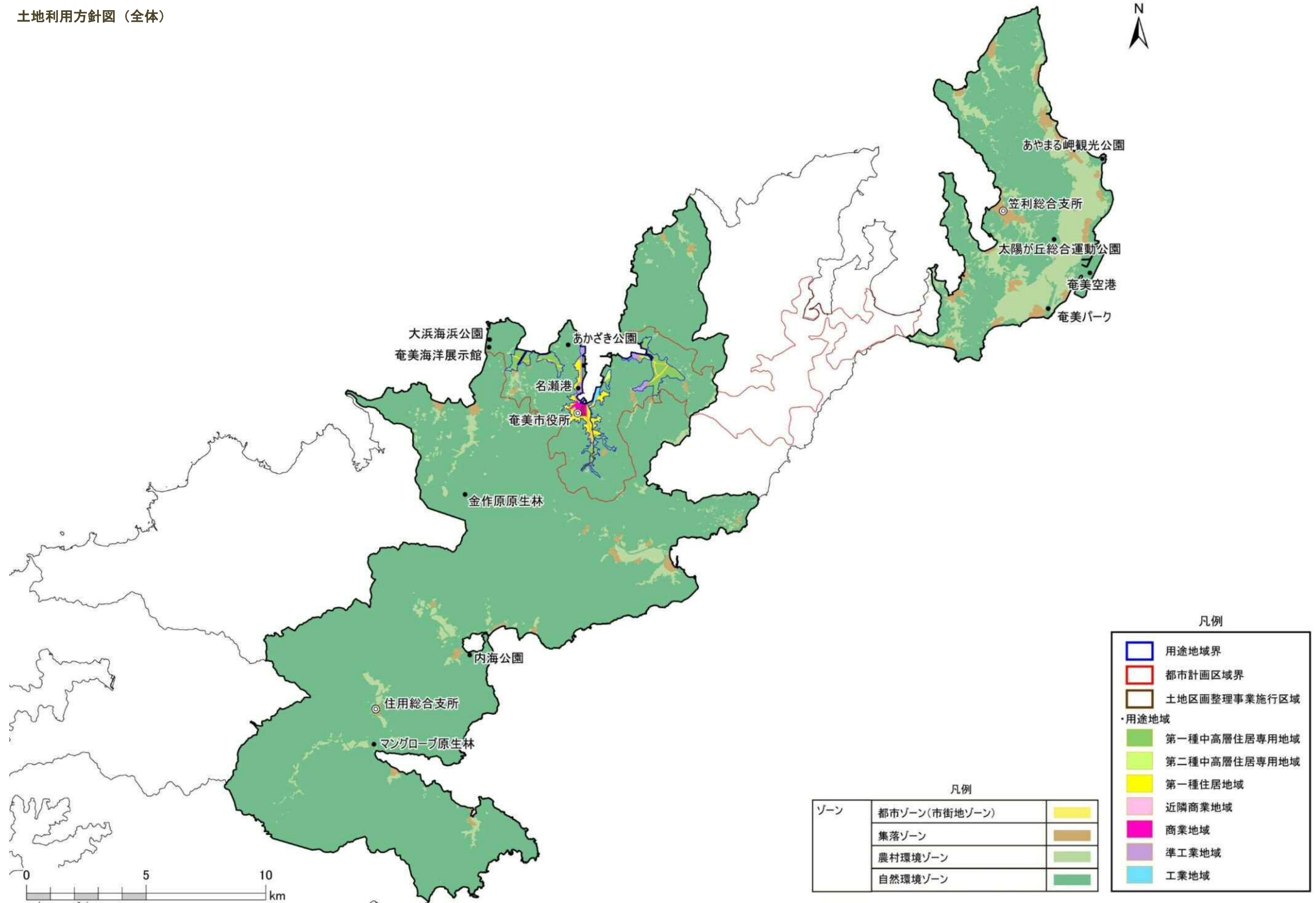
凡例

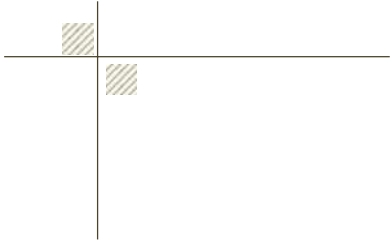
	用途地域界
	用途地域界
	土地区画整理事業施行区域
・用途地域	
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

凡例

ゾーン	都市ゾーン(市街地ゾーン)	
	集落ゾーン	
	農村環境ゾーン	
	自然環境ゾーン	

土地利用方針図（全体）





2. 市街地整備の方針

＜市街地整備の基本方針＞

- 奄美らしいコンパクトなまちづくりを実現するため、関連する事業と連携を図りながら、良質で価値の高い市街地を整備します。
- 都市機能を強化し、活力とにぎわいを生み出す都市基盤を形成するため、都心や拠点地区などにおいて、既存ストックを生かした市街地の戦略的な再整備を進めます。
- 人口減少・超高齢化や市街地の経年劣化などに対応し、都市のリノベーション（再構築）により、快適に暮らせる良好な居住環境を確保します。

＜戦略的まちづくりに係る市街地整備の方針＞

＜観光交流＞

- 奄美らしさを感じる景観の創出、優れた自然を観光資源等に積極的に活用します。

＜活力賑わい＞

- 中心市街地やマリントウン地区等については、活力・賑わいの起点及び拠点として、都市の創出を図ります。

＜共生定住＞

- 効率の良いコンパクトな都市づくりを進めるため、土地の高度利用、複合利用に配慮し、都市のリノベーションを進めます。

＜「市街地整備の方針」の体系＞

	体系
(1) 中心拠点地区	①中心市街地の再編
	②末広・港地区
	③市街地居住地区
(2) マリントウン地区	①名瀬港マリントウンプロジェクト
(3) その他既成市街地地区	①南北線・おがみ山ルートとの一体的な市街地整備
	②区画整理事業地区における居住の誘導
	③良好な居住環境の形成
	④市街地の安全性の確保
(4) 進行市街地地区	①小宿地区

(1) 中心拠点地区

- 奄美群島の中心都市にふさわしい商業・業務機能との高次都市機能の効果的な整備を進めていくために、幹線道路などの都市施設の効率的な配置や土地利用の効率化を図ります。
- 安全で秩序ある市街地を形成するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業の市街地整備に併せて、用途地域の見直し他、適切な土地利用、建築物形態の規制誘導を総合的に進めます。

①中心市街地の再編

- 中心市街地においては、都市機能が集約したコンパクトで利便性の高い拠点づくりを進めるため、都市基盤の再整備や多様な機能の集積を図ります。特にその整備にあたっては、土地の高度利用や複合利用を進め、都市の再構築により、魅力的な都市空間の創出を図るため、基盤整備等と一体となった市街地整備を進めます。

②末広・港地区

- 末広・港土地区画整理事業地区においては、既存の商業・業務機能の再編と土地の高度利用等を図るため、引き続き土地区画整理事業を推進します。
- 駐車場や買い物広場などの商業基盤整備のほか、市民及び訪れる人が交流する地域交流センターや文化性と娯楽性を合わせ持つ、コミュニティ機能を備えた魅力ある商店街の形成等を誘導します。
- 既存市街地の整備にあたっては、港湾部のマリンタウンプロジェクトとの連携を図りながら、海と街とが調和する「名瀬らしい」市街地の構築を目指します。



<末広・港土地区画整理事業(左:2017.11 現在の様子、右:整備イメージ)>

③マリンタウン地区

- 中心市街地と連携を図り、奄美群島の中心都市にふさわしい魅力的な都市空間を創出するため、交流拠点や海浜レクリエーション拠点の整備の整備など、都市機能の誘導や都市施設の整備を進めます。
- マリンタウン整備に際しては、市街地開発事業の導入も積極的に検討し、計画的な都市基盤整備及び建築物整備を推進します。また、適切な用途地域の設定、地区計画制度の導入により、マリンタウンにふさわしい土地利用、建築物形態の誘導を推進します。
- 公有水面埋立事業の推進及び、自然環境の保全、港湾機能の充実、物流・産業機能の充実を図り、海と人の共存する街を整備します。



＜マリンタウン地区 土地利用方針＞

④市街地居住地区

- 市街地中心部に計画されている国道58号バイパス（東西横断線・和光ルート及び南北縦断線・おがみ山ルート）等の整備に伴い、これらの道路整備に関わる沿道地区において、土地区画整理事業等により土地利用の適正化と住宅地の再編を誘導します。

(2) その他既成市街地地区

- 市街地居住地区については、利便性に優れる都市型居住地として、各種事業と連携し、居住環境の改善、都市のリノベーション等に努めます。
- 市街地の安全性を高めるため、災害の危険性がある地区においては、市街地整備に併せた基盤整備の実施やその他災害対策を図るなどし、都市の防災性を高めます。

①南北線・おがみ山ルートとの一体的な市街地整備

- 真名津地区においては、南北線・おがみ山ルート（国道58号バイパス）の整備に伴い、これらの道路整備に関わる沿道地区において、土地の整序化・再編を誘導します。

②区画整理事業地区における居住の誘導

- 大熊地区、輪内地区など土地区画整理事業施行済地区においては、民間住宅建設の誘導をはじめ、市街化の促進を積極的に進めます。

③良好な居住環境の形成

- 市街地居住地区において、地区計画制度の導入により、個性的で計画的なまちづくりを推進するとともに、住民参加によるきめ細やかで多様なまちづくり誘導します。

④市街地の安全性の確保

- 市街地周辺の山裾居住地区のうち、都市基盤整備の遅れている地区については、土地区画整理事業等の導入により居住環境の向上に努める一方、防災公園の整備などにより、都市防災性の強化を図ります。

(3) その他

- コンパクトなまちづくりにおける方向性との整合を図りつつ、開発が進行する地区周辺においては、土地区画整理事業等の検討・実施及び用途地域等の指定を踏まえ定住環境の形成を進めます。

①小宿地区

- 将来的な住宅地需要の増加に対応するために、小宿地区において、既存の集落環境の向上と併せて、新たな市街地開発事業（土地区画整理事業）を行います。
- 上記地区においては、将来的に東西横断線・三儀山ルートの整備が計画されていることから、整備にあたっては両者の整合を図ります。

3. 道路・交通整備の方針

<道路・交通整備の基本方針>

- 観光交流、都市間の交流・連携を促進するとともに、災害時の安全性を確保するため、交通結節点、各拠点等を結ぶ交通ネットワークを形成します。
- 中心拠点の魅力・活力の創出や地域の生活利便性を確保するため、拠点とシマ（集落）地区を結ぶ道路ネットワークや公共交通体系を形成します。
- 高齢者や子ども、また観光客等が車に頼らず移動できる交通環境を形成するとともに環境にやさしい都市づくりに向けて、効率的な地域公共交通の整備や回遊性の高い歩行者ネットワークの整備を進めます。
- 持続可能な都市経営の推進に向けて、土地利用計画との連携のもと、効率的な交通体系の構築や施設の維持管理対策を推進します。

<戦略的まちづくりに係る道路・交通整備の方針>

<観光交流>

- 観光・交流の促進に向けて、奄美空港・名瀬港等のゲートと各種拠点を有機的につなぐ、交通体系の構築を図ります。

<活力賑わい>

- 道の島の生き立ちを受け継ぐ、独自の交流圏の中心都市として、ソフト・ハードからの交流のしかけづくりを行い、都市の活力の創出や地域文化の交流を促進します。

<共生定住>

- 都市の持続可能な発展と集落（シマ）におけるコミュニティ・文化、生活利便性を維持していくため、拠点を結ぶ公共交通体系の充実を図ります。

<「道路・交通整備の方針」の体系>

体系	
(1) 道路整備の方針	①広域的幹線道路
	②都市内幹線道路及び補助幹線道路の整備方針
	③その他生活道路
(2) その他交通施設の整備方針	①歩行者ネットワーク
	②駐車場・駐輪場
(3) 地域公共交通の方針	①地域公共交通
	②その他の交通
	③バスターミナル
(4) 空港・港湾施設の方針	①空港
	②港湾

(1) 道路整備の方針

●道路ネットワークの整備方針

①広域的幹線道路

- 島内外のひと・モノ他の交通拠点となる名瀬港・奄美空港へのアクセス改善及び周辺町村や各地域間を結ぶ広域的な交通ネットワークの強化を図るため、広域的幹線道路の整備を進めます。
- 災害直後の救助、救急、緊急物資の供給等の輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送を確保する広域幹線道路網等の維持・保全や災害時に地域の孤立化等を防ぐネットワークの形成を進めます。

(整備路線)

- 国道58号おがみ山バイパス
- (仮称)三儀山バイパス
- (仮称)有良・大熊バイパス
- 末広港線
- 宮古崎トンネル



<龍郷奄美空港線>



<国道58号>

②都市内幹線道路及び補助幹線道路の整備方針

<都市内幹線道路>

- 現国道58号及び県道名瀬瀬戸内線は、都市計画区域内の市街地間を結ぶ骨格軸として位置づけ、市街地中心部や臨港部と各周辺地区及び広域の連携を強化するための整備を進めます。
- また、湾部に配置する臨港道路についても、港湾業務機能と中心拠点を結ぶ機能的な動線としての道路整備を行います。



<補助幹線道路>

- 上記以外の都市計画道路は、各地区内の骨格道路として位置づけ、交通機能の整備ほか、各地区に適したまちなみ形成や歩行者空間の整備・充実を図ります。



<名瀬港湾地区の道路>

③その他生活道路

- 各集落間の交流促進や住民生活の安全性・利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備・改善を推進します。

(2) その他交通施設の整備方針

①歩行者ネットワーク

- 中心拠点においては、「歩いてアクセスする」ことを基本とするため、様々な都市機能及び駐車場やバスターミナル相互を結ぶ、安全で快適な歩行者ネットワークの配置を行います。特に末広港線については、安全な動線としての機能だけではなく、「名瀬らしさ」の象徴である、海と都市との一体性や連続性を実感できる、魅力的なネットワークの主軸としての整備を図ります。
- その他、都市機能、観光機能が集積する拠点地区等についても、回遊性の向上や安全・安心・快適な歩行者空間の創出に向けた整備を進めます。



<名瀬市街地の歩道>



<名瀬市街地のポケットパーク>

②駐車場・駐輪場

- 自動車と公共交通の分担バランスや、地区ごとの駐車需要特性に応じて官民が適切な役割分担を行い、既存駐車施設の有効利用を含めた総合的な駐車対策を進めます。
- 中心拠点の駐車場整備にあたっては、利便性の向上、分かり易さの改善や、歩車分離により地区の回遊性を高めるため、駐車場の集約配置を進めます。また、庁舎建設、(仮)市民交流センターなど、都市機能の集積に向けた公共施設の整備・改築に併せて、駐車場・駐輪場の整備を進めます。
- その他、都市機能、観光機能が集積する拠点地区等についても、訪れやすさの向上に向けて、効率的な駐車場・駐輪場の整備を進めます。

(3) 地域公共交通の方針

①地域公共交通

- 本島では、バスが唯一の公共交通機関であり、交通弱者等にとっては、住民生活をおくる上で欠かすことのできない交通手段です。また、急激な人口減少や高齢化が進む中で、公共交通の役割は大きく、効率的に維持していくことが重要です。このため、近隣町村と連携し、各地域・集落等を円滑に連絡する交通手段の維持を図るため、交通弱者等の島内移動ニーズに対応した持続可能な地域公共交通を促進します。



<しまバス>

②その他の交通

- 路線バスが通っていない公共交通空白地域については、高齢者等の移動手段を確保するため、デマンドバス、乗り合いタクシーなど、新たな公共交通について検討します。
- 生活サービスが集積する拠点地区（中心拠点、地域生活拠点、小さな拠点他）へ、誰もが訪れやすい交通体系の構築を進めます。
- 新たな交通体系の検討にあたっては、自動運転サービスの取り組みをはじめ、ICTを活用した取り組みを国や県、また民間と連携しながら進めます。

③バスターミナル

- 末広・港土地区画整理事業や高次都市機能の整備に併せて、測候所跡地周辺にバスターミナルを整備します。整備にあたっては、陸の玄関口として交通結節機能の強化を図るため、その他交通、情報発信機能との連携による移動の連続性の確保、歩行者ネットワークとの連携による回遊性の向上及び各種都市機能との連携により、交流・賑わいの創出を図ります。
- 観光客にとって分かりやすく、訪れやすい中心拠点の形成を進めるため、奄美空港（空の玄関口）、名瀬港（海の玄関口）と中心拠点を結ぶ公共交通体系の充実を図ります。



参考：福岡県飯塚市 吉原町1番地区市街地再開発（バスターミナル）

(4) 空港・港湾施設の方針

① 空港

- 奄美空港については、島内外交流の重要な拠点施設であり、航空機の安全運行及び利用客の利便性の向上を図るため、設置者（県）と連携し、施設の改修、機能の向上及び適正な管理に努めます。また、住民の利便性向上、交流人口の拡大、物流の効率化、空港経営への支援制度の充実に向けて、国・県と連携し取り組みます。



<奄美空港>

② 港湾

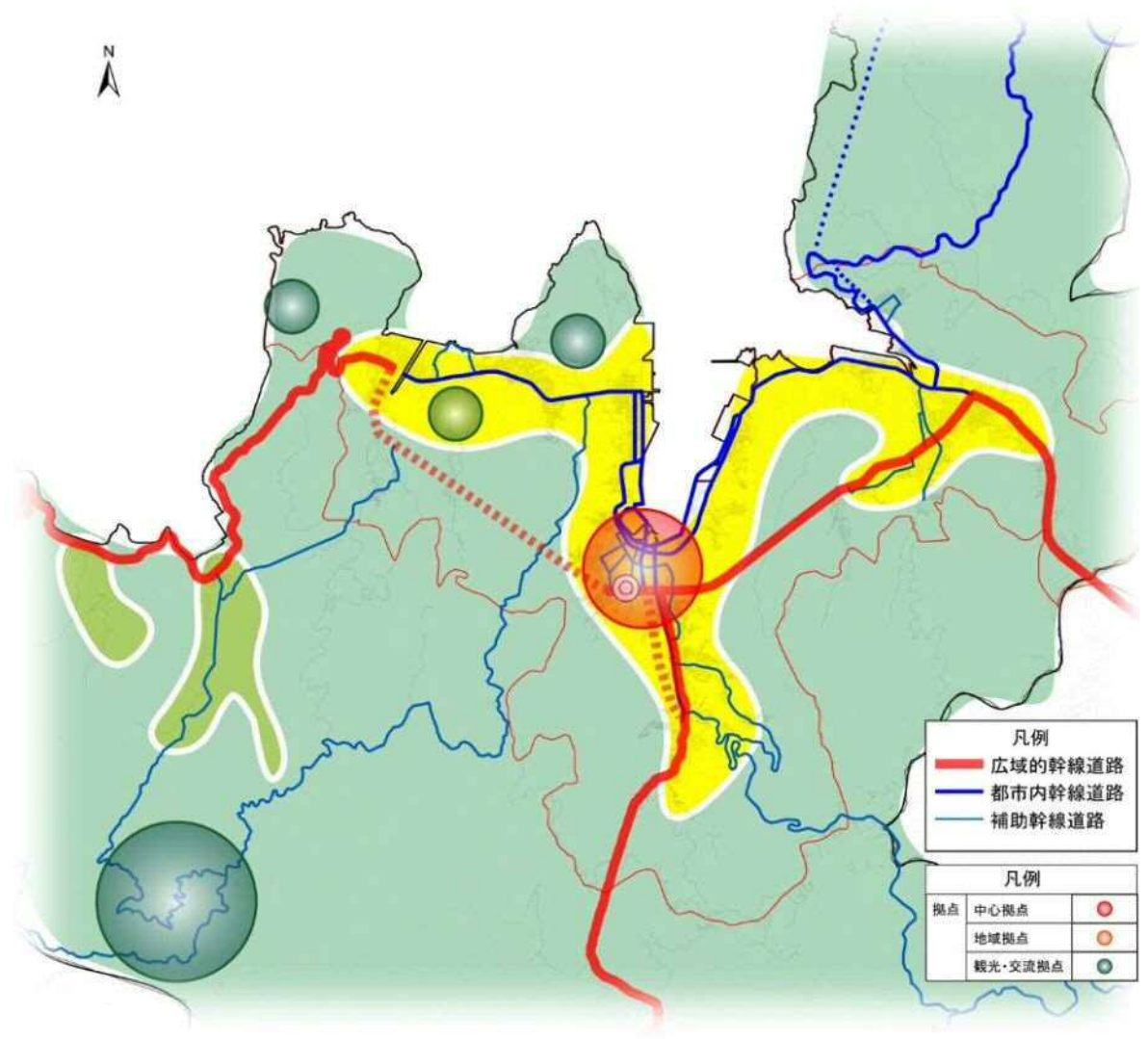
- 名瀬港については、船舶や旅客の安全性・利便性の向上、物流の効率化を図るため、国や県と連携し、引き続き外郭施設や臨港道路及び旅客施設等の整備・改善を促進します。また、名瀬港本港地区（マリントウン地区）については、大規模地震発生後の物資の緊急輸送や住民避難の拠点を確保するため耐震岸壁や防災拠点となる緑地の整備を促進します。
- 各集落の港湾・漁港については、船舶の安全な運航と漁業の振興等に寄与する港として、既存施設の整備・改善や適正な維持管理に努めます。



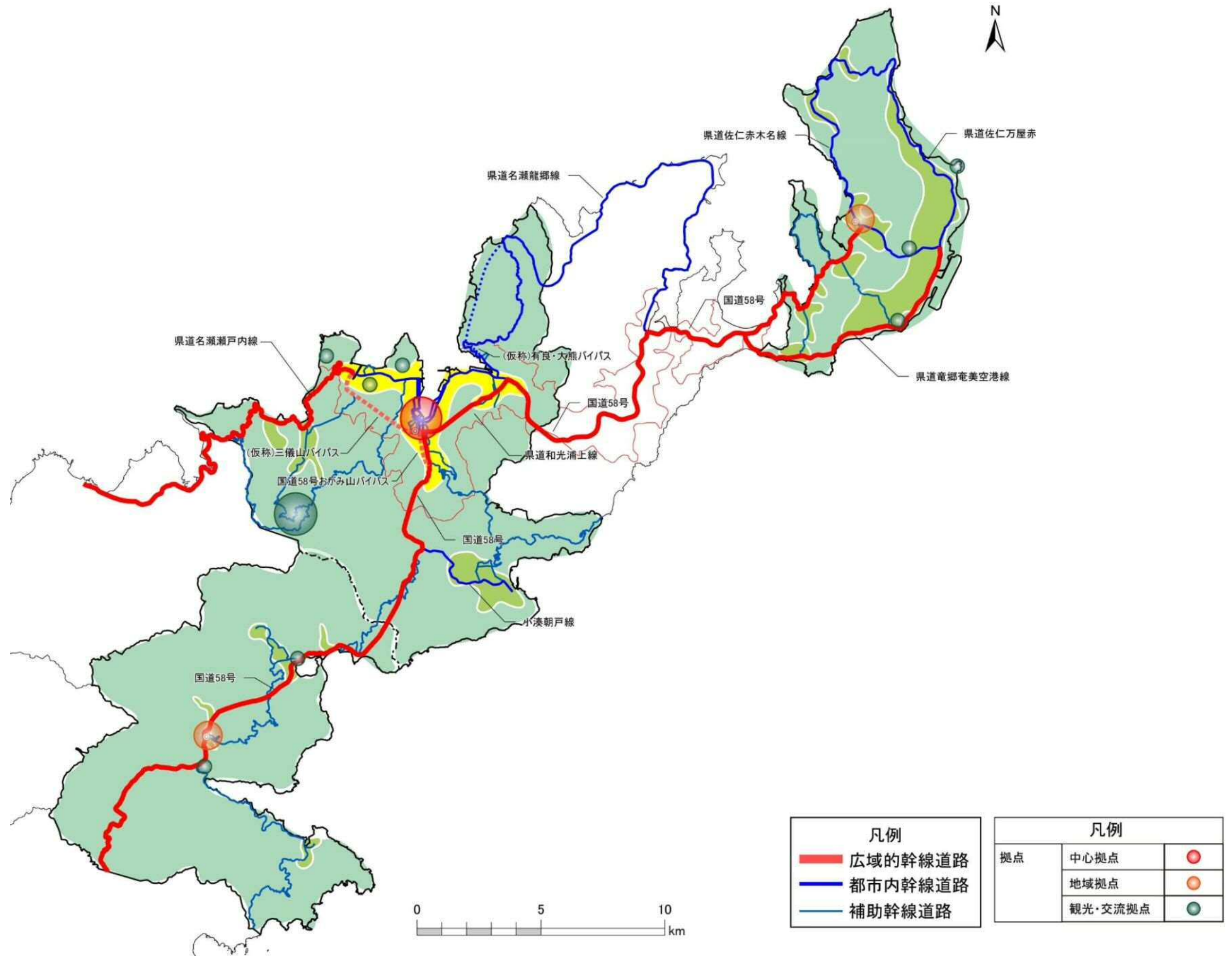
<名瀬港>

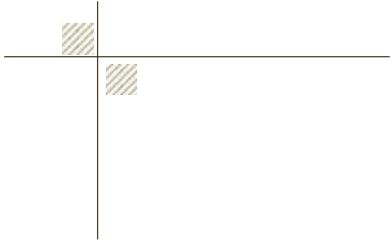


道路網方針図（都市計画区域）



道路網方針図（全体）





4. 公園・緑地整備の方針

<公園・緑地整備の基本方針>

- 環境保全、生物多様性の保全、健康づくりや多様な人々の交流の促進、レクリエーションの場の提供、都市防災、良好な景観の形成及び地球温暖化対策等の視点を踏まえて、計画的に整備します。
- 持続可能な都市経営の推進に向けて、「公園長寿命化計画」と連携し、既存公園を有効に活用するとともに、その他緑地資源を有効かつ複合的に活用し、効率的な整備・改善を推進します。
- 山、川、海といった恵まれた自然などを効果的に活用し、人々が憩い、安らぐ場を整備します。

<戦略的まちづくりに係る道路・交通整備の方針>

<観光交流>

- スポーツアイランド構想、各種体験型ツーリズムをはじめ、観光・交流を促進する公園整備を進めます。

<活力賑わい>

- 既存公園を有効に活用するとともに、少ない土地を有効に活用するため、観光交流機能、社会福祉機能（保育所など）との一体的な利用を促進します。

<共生定住>

- 住民・事業者との連携により、公園等の適切な維持管理やマネジメント体制を構築します。

<「公園・緑地整備の方針」の体系>

体系	
(1) 公園整備の方針	①公園整備の方針
	②住区基幹公園等身近な公園の整備
	③都市基幹公園等大規模公園の整備
(2) 都市緑地整備の方針	①市街地緑地の保全と緑化の推進
	②自然環境の都市緑地としての活用の方針
(3) 公園のマネジメント (維持管理)	①公園の維持管理
	②パークマネージメントの推進

(1) 公園整備の方針

①公園整備の方針

<公園の確保>

- 良好な生活環境を創出するため、「奄美市都市公園条例」と連携し、都市公園の確保に努めます。

表：住民一人当たりの都市公園面積

区域	住民一人当たりの規模 (㎡/人) 目標	住民一人当たりの規模 (㎡/人) 現状
奄美市	10 ㎡/人	
用途地域内	5 ㎡/人	

<公園の有効活用>

- 少ない土地を有効に活用するとともに、施設の維持管理等の効率化を図るため、地域の身近な憩いの場、防災機能の確保の他、保育園等の社会福祉施設や交流機能と連携した複合的な利用など、地域の特性に応じた公園整備や公園の利用を進めます。

②住区基幹公園等身近な公園の整備

<名瀬市街地地域>

- 名瀬市街地地域では、今ある公園を有効活用し、老朽化した公園の改善や利用しやすい公園整備に向けた再整備を進めます。
- 公園の再整備等にあたっては、ユニバーサルデザインや施設の長寿命化に配慮するとともに、地区特性を踏まえながら奄美らしいイメージを演出する整備を進めます。



<参考：あさひ公園鳥瞰図>

<名瀬中心拠点周辺>

- 中心拠点周辺の公園・緑地等の整備にあたっては、地区の回遊性や滞留性を高めるため、歩行者ネットワークや河川・沿道緑地など水と緑のネットワークとの連携を進めます。また、奄美らしい空間の演出のため、景観に配慮した整備を進めるとともに、利用者が憩い・楽しみ・交流する場として整備を進めます。



<遊歩道>

＜集落（シマ）地域＞

- 街区公園の緑の機能確保に当っては、少ない土地を有効に活用するとともに、地域の日常的な憩い・交流空間としての機能を高めるため、集会場などに公園緑地機能を確保したり、身近な屋敷林や民有地の有効活用を図ります。
- 近隣公園がもつ緑の機能確保にあたっては、学校や民有地など地域の身近な緑資源の有効活用を図ります。
- その他、環境、防災等の観点から身近な公園が不足する地域では、農村公園等の整備について検討します。



＜集会場＞

③都市基幹公園等大規模公園の整備

- 大規模公園については、開園後 20～30 年以上が経過している施設もあり、施設の老朽化が進み、機能不足やバリアフリー化されていない施設も目立っています。このような状況において、市民の健康増進、レクリエーション利用のニーズ、また、島外からの観光客やスポーツ合宿のニーズの高まりに対応し、より質の高い施設環境の提供、利用促進を目指し以下の方針により再整備の検討を推進します。
- マングローブパークなど、奄美の特徴ある自然環境を有し、観光拠点として活用が図れる拠点地区については、その自然環境を保護するとともに、市民のレクリエーション利用、観光客に向けた整備を推進します。（再掲）
- 名瀬総合運動公園、太陽が丘運動公園等については、スポーツアイランド構想※を踏まえ、市民の健康づくりやスポーツの振興に加え、スポーツキャンプの誘致や国際大会に係るスポーツ合宿の誘致に向けて、質の高い施設環境の整備や施設周辺整備の検討を進めます。



＜あやまる岬観光公園＞



＜マングローブパーク＞



＜名瀬総合運動公園＞

※スポーツアイランド構想：「スポーツで癒す島」を基本理念と定め、恵まれた自然、人情などをベースに奄美をスポーツマーケットとして情報発信し、これに対する受入を新たなリーディング産業として位置づけようとする構想のこと。

(2) 都市緑地整備の方針

①市街地緑地の保全と緑化の推進

- 魅力的な都市空間を創出するため、市街地に近接する自然環境や市街地内に分布する緑地を保全します。
- おがみ山と高千穂神社間の市営墓地についても、園内の参道（緑道）の整備や周辺の自然環境との調和を図りながら、この後、市街地近郊の緑地としての位置づけを検討します。
- 市街地の緑は、ヒートアイランド現象の緩和や環境にやさしいまちづくりや歩きやすい市街地の創出につながっていくことから、街路樹の整備、民有地緑化や屋上緑化など事業者との協働による市街地緑化を進めます。



<おがみ山公園>



<緑地の駐車場>

②自然環境の都市緑地としての活用の方針

- 都市を取り巻く自然環境については、基本的に保全を図りますが、特に市街地と隣接する区域については、都市環境に潤いを与える要素であるとともに、都市と自然との共存を図っていく本市の「まちづくりの理念」を象徴するエリアとも考えられる。このため、こうした自然環境の維持、保存と併せて、市街地内においても宅地や道路などの公共空間の緑化を積極的に図ります。

(3) 公園のマネジメント（維持管理）

①公園の維持管理

- 身近な公園については、地域住民との協働により、公園整備や公園の維持管理に向けた取り組みを進めます。
- 大規模公園等については、指定管理者により、民間事業者と連携しながら、効率的な維持管理に努めます。

②パークマネジメントの推進

- 公園の維持管理を進めるにおいては、地域の魅力・地域の価値を高め、経営的な感覚で地域ニーズに対応するなど、パークマネジメントの観点にたった取り組みを進めます。

5. 上・下水道整備の方針

<上・下水道整備の基本方針>

- 将来にわたって安全でおいしい水を安定して供給するため、上水道の整備を進めます。
- 安全で快適な市民生活を確保するとともに、美しく豊かな水環境を保全していくため、下水道等の整備を推進します。

<戦略的まちづくりに係る上・下水道整備の方針>

<共生定住>

- 計画的な上下水道施設の整備や維持更新により快適な生活環境の整備につとめます。

<「上・下水道整備の方針」の体系>

体系	
(1) 上水道整備の方針	—
(2) 下水道整備の方針	①下水道整備
	②下水道施設の適切な維持管理

(1) 上水道整備の方針

- 安全で安定した生活用水を供給するため、計画的に水道施設のネットワーク化や老朽化した施設の更新を進めます。

(2) 下水道整備の方針

①下水道整備

- 快適な生活環境の改善や公共水域の水質保全のため、計画的な下水道施設の整備や維持管理の適正化を推進します。
- 名瀬地域では「ストックマネジメント計画」と連携しながら、土地利用及び市街地整備に併せて計画的に公共下水道の整備・改善を進めます。
- 住用地域、笠利地域など下水道整備区域外においては、農業集落排水事業、合併処理浄化槽などによる対策を進めます。

②下水道施設の適切な維持管理

- 将来にわたって安定した下水道のサービスを提供するため、計画的な改築を行い、適切な維持管理に取り組みます。
- 名瀬地域では「ストックマネジメント計画」と連携し、下水道施設の改築更新に取り組みます。

6. 名瀬港湾整備の方針

<名瀬港湾整備の基本方針>

- 奄美観光の海の玄関口として、また島民生活を支える物流の拠点として、都市の発展を支える都市空間として整備を進めます。
- 近接する市街地と連携したみなとまちづくりを推進し、玄関口にふさわしい賑わい空間の整備を進めます。
- 市民の安全・安心な生活を支えるため、震災等の災害時における緊急物資の輸送に資する港湾機能の充実強化を図ります。

<戦略的まちづくりに係る名瀬港湾整備の方針>

<観光交流>

- 奄美観光の海の玄関口として、交通結節機能の強化を図ります。

<活力賑わい>

- 中心拠点と一体となったまちづくりにより、賑わい空間の整備を進めます。

<「名瀬港湾整備の方針」の体系>

体系	
(1) 名瀬港湾の整備（全体）	①名瀬港湾の方向性
	②名瀬港湾の整備方針
(2) 地区毎の整備方針	—

(1) 名瀬港湾の整備（全体）

①名瀬港湾の方向性

- 「名瀬港港湾計画」と連携し「島民の安心で豊かな生活を支える生活密着型港湾としての機能を向上させるとともに、地域経済発展の柱と位置づけられる観光産業の発展に寄与する」港湾を目指し、各種整備を推進します。

②名瀬港湾の整備方針

- 流通及び交流拠点としての機能を強化するため、ふ頭の再編、充実を図ります。
- ふ頭間の円滑な交通を確保するとともに、中心拠点や周辺地域へのアクセスを強化するため、臨港交通体系の充実を図ります。
- 海の玄関口として、港を訪れる人々に快適で潤いのある環境を提供するため、親水空間の確保を図ります。
- 良好な景観の形成や自然環境との調和を図りつつ、島民の生活を支え、観光振興に資する機能の充実を図ります。
- 人々の安心な生活を支えるため、震災等の災害時における緊急物資の輸送に資する港湾機能の充実強化を図る。

(2) 地区毎の整備方針

<立神地区>

- 現在の自然環境を保全し、地域住民や訪れる人の休憩・散策の場として親水空間の整備を進めます。

<長浜地区>

- 現在の施設を有効に活用し、プレジャーボートを収容するマリーナや、緑地等を整備するとともに、観光船バースを整備し、新たな交流空間の形成を進めます。

<新港地区>

- 島内住民の利用や訪れる人にとって快適な玄関口として環境整備や空間演出を図ります。

<本港地区>

- 新たな都市核の形成に向けて、「マリンタウンプロジェクト」の実施を推進します。
- 具体的には、「東シナ海に臨む海の玄関口にふさわしい港湾都市の建設」を目指し、「①港湾機能と都市機能が一体となったシンボル空間の形成」「②港湾の流通・生産機能の再編成」「③利用者、市民にとって快適な港湾環境の創出」

を目指して、都市機能の集約、計画的な土地利用の推進、玄関口にふさわしい都市空間の創出を進めます。

<小浜地区>

- 御殿浜公園は“島建て”のまちづくりにおいて「祭りの庭」を示す御殿（ウドン）を冠した公園であり、今後も親水空間としての機能を保持します。

<佐大熊地区>

- マリントウン計画に併せて、貨物船及び物流拠点の移転が進んでおり、今後も物流拠点としての施設の維持を進めます。
- 離島と本土を結ぶヘリポートの移転・整備を進めます。
- 新たな海水浴スポットとして整備するとともに、周辺の海岸環境の整備・修景を進めます。

7. 住まい・住環境整備の方針

<住まい・住環境整備の基本方針>

- 奄美市が持つ豊かな自然や歴史・文化を生かし、多様な住み方が出来る住環境の創出を図ります。

<戦略的まちづくりに係る住まい・住環境整備の方針>

<共生定住>

- 誰もが安全・安心かつ快適に住み続けることができる住まい・住環境を維持していくため、民間との連携や効率的な施設の維持・改修・建替えを進めます。

<「住まい・住環境整備の方針」の体系>

体系	
(1) 良好な住まい・住環境の創出	①街なか居住に資する魅力的な住まいづくり
	②奄美の特徴を生かした魅力ある住まいづくり
	③安全・安心の住まいづくり
	④定住促進に向けた取り組みの推進
(2) 公営住宅の整備・改善	①公営住宅の整備・改善
	②良質な公営住宅と周辺環境の創出

(1) 良好な住まい・住環境の創出

①街なか居住に資する魅力的な住まいづくり

- 市街地の再編や新たな宅地開発に併せ、優良な賃貸住宅や共同住宅等の整備による街なか居住を促進し、多様な世代が居住する人と街にゆとりとふれあいのある中心拠点の形成や、利便性の高いコンパクトシティの形成に努めます。
- 福祉や公共サービスなどの様々な都市機能の再編を進めて行く中で、サービス付き高齢者住宅の整備、子育て世代に対応した住宅整備など、都市的サービスと結びついた住宅整備に努めます。

②奄美の特徴を生かした魅力ある住まいづくり

- 奄美の美しい自然環境との共生を図るため、長期優良住宅の建設やリフォームの実施、省エネルギー、自然エネルギーの導入など、長期に渡って住宅を使用し環境負荷の少ない健康に配慮した住まいづくりを促進します。
- 奄美の気候・風土に適した伝統工法による家づくりや特徴ある集落の街なみ景観等を、地域の宝として維持・保全・継承します。

③安全・安心の住まいづくり

- 山裾地区の土砂災害危険区域等においては、県と連携し「防災対策工事」や「がけ地近接住宅等移転事業」等を促進し、防災面の強化と生活環境の向上に努めます。
- 「奄美市建築物耐震改修促進計画」にもとづき、耐震診断・耐震改修を進めるための国等の補助制度に関する情報発信を進め、住宅の耐震性能の向上を促進します。

④定住促進に向けた取り組みの推進

- まちなか居住、田舎暮らしなど、人々のライフスタイルや価値観に応じて多様な住まい方ができるよう、奄美市の特性を生かした居住環境の創出を図ります。
- 空き家活用、移住検討者への情報提供など、奄美市への住み替えやU I J ターン希望者に対する情報発信や支援などに対する取組を進めます。

(2) 公営住宅の整備・改善

①公営住宅の整備・改善

- 「奄美市住生活基本計画（住宅マスタープラン）」「住宅等長寿命化計画」と連携し、公営住宅の整備を進めます。
- 老朽化した公営住宅については、今後の住宅需要や市の効率的な財政運営を踏まえ、公営住宅の統廃合・集約、また長寿命化に向けた改修、建替えを進めます。

②良質な公営住宅と周辺環境の創出

- 高齢者、障がい者等の地域における福祉拠点を構築するため、公営住宅等の建替えにあわせて民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を検討します。
- 地域活力向上の中心となる子育て・若年世代が暮らしやすい環境とするためにも、公営住宅への優先入居や民間賃貸住宅の整備水準向上促進、延長保育をはじめとした安心して子育てできる住環境づくりなど、ハード・ソフトをあわせた取組みを展開します。
- 緑豊かなオープンスペースの創出、周囲の街なみや地域の歴史・文化に配慮したデザインなど、公営住宅建設が地域の街なみ景観のモデルとなり、その後の良好な景観づくりを誘導するような整備を推進します。

8. 景観整備の方針

<景観整備の基本方針>

- 奄美の歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かして、個性的で魅力ある景観の形成に取り組みます。

<戦略的まちづくりに係る景観整備の方針>

<観光交流>

- 世界自然遺産に登録された奄美の美しい自然を骨格として、景観の保全・創出により、観光の振興や人と自然の交流を創出します。

<活力賑わい>

- 市民・事業者との協働による景観整備により、賑わいある都市づくりを推進します。

<「景観整備の方針」の体系>

体系	
(1) 奄美らしさを演出する景観の保全・創出	①自然景観 ・ 自然景観の保全 ・ 観光拠点・自然交流拠点の景観の保全・創出 ・ 海へのビスタの確保
	②エントランスの景観 ・ 海の玄関口 ・ 空の玄関口 ・ 観光・交流軸
	③市街地の景観
	④個性豊かな「シマ」「文化」景観
(2) 都市の魅力を高める景観の保全・創出	①都市景観
	②シンボリックな都市景観の創出
(3) 景観整備・誘導	①規制・誘導策
	②協働による景観づくり

(1) 奄美らしさを演出する景観の保全・創出

①自然景観

<自然景観の保全>

- 奄美群島国立公園に指定された美しい自然、そこに住む生きものたちの豊かな個性やつながりなど生物多様性に配慮し、奄美市の特徴ある自然景観の保全を推進します。

<観光拠点・自然交流拠点の景観の保全・創出>

- 金作原原生林、マングローブ原生林、あやまる岬観光公園他、自然交流、観光交流等の拠点となる地区周辺においては、自然公園法等の土地利用規制を基本に現在の自然を維持するとともに、自然景観の保全・活用に向けた取り組みを推進します。

<海へのビスタの確保>

- 海に接する市街地・集落地については、「海と都市との一体性」を明確なものとしていくために、できる限り海へのビスタ（眺望）を確保します。

②玄関口（エントランス）の景観

<海の玄関口>

- 名瀬港兩岸の市街地と山地の調和した遠景を活用し、市街地部の建築物の景観整備、公共施設及び敷地内緑化、山地部の保全を行います。

<空の玄関口>

- 奄美空港周辺については、奄美群島国立公園をはじめ、自然景観の保全を基本としながら、これら自然と調和した整備を進めます。

<観光・交流軸>

- 各拠点を結ぶ、主要な道路沿道については、奄美へ訪れる人をもてなす景観の創出に向けて、沿道の近景・遠景を活用し、植樹による景観整備、沿道建築物の景観整備、周辺の自然や眺望の保全を行います。



<海の玄関口(名瀬港)>



<奄美の自然景観>

③市街地の景観

- 市民、外来客が都市活動、宿泊を行う中心拠点の市街地においても、市民のアイデンティティ形成、来街者の心象形成の上で景観整備を行います。
- 末広・港土地区画整理事業や歩行者ネットワークとなる回遊道路の整備が進んでいることから、奄美らしい景観を演出するシンボルロードとして、景観モデル地区を形成します。
- 文化性と娯楽性の高いコミュニティ機能を備えた魅力ある商店街の形成するため、建物のファサード（建物の正面）やサイン類のデザインコントロールにより、連続性、協調性、統一性のある商店街の形成を図ります。

④個性豊かな「シマ」「文化」景観

- 国指定史跡「赤木名城跡」について、整備活用の基本計画の策定を行い、さらに赤木名集落で、その歴史的景観を活かした特色ある街づくりを進めます。
- 国指定史跡「小湊フワガネク遺跡」について、保存管理計画を策定した後、整備活用の基本計画の策定を行い、遺跡の学術的価値を見学・学習できる環境整備等を進めます。
- 集落（シマ）の景観の保全に向けては、景観計画の策定による取り組みの他、まちなみ環境保全、文化財保護法に基づく「文化的景観」の取り組みの検討を進めます。
- その他各地域が持つ豊かな文化景観の保全を進めます。



<小湊フワガネク遺跡>

(2) 都市の魅力をもつ景観の保全・創出

① 都市景観

- 都市・地域としてその魅力をもつため、地区計画や建築協定などを活用し、地区特性に応じた景観の創出を図ります。
- 市街地を囲む自然景観の眺望や見晴らしを確保するため、大規模施設の立地制限など、建築物の規制・誘導方策を検討します。
- 市街地内の主要な幹線道路については、街路樹や花壇の整備など、緑豊かな道路景観の形成を進めます。
- 生活に身近な水辺空間については、親水空間の整備や沿道の植樹など、市民が憩いや安らぎを感じる景観の創出を進めます。

② シンボリックな都市景観の創出

- 新庁舎の建設をはじめ、地域のシンボリックな施設の整備にあたっては、景観に配慮したデザインの誘導を進めます。
- 屋外広告物の規制や表示、標識などの乱立をなくすような街なみの統一など、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出を図ります。



<奄美文化センター>



<奄美図書館>

(3) 景観整備・誘導

①規制・誘導策

- 良好な景観の形成と風致を維持していくため、市街地地区では、県条例に基づいた屋外広告物の適正管理など公衆に対する危害防止に努めるとともに、農村地区においては、自然公園法等に基づき周辺の自然や歴史・文化と調和した環境の整備に努めます。
- 奄美市の個性豊かな景観を創出するため、景観法に基づく「景観計画」の策定、文化財保護法に基づく「文化的景観」の指定、景観協定等の取り組みを進めます。

②協働による景観づくり

- 「景観計画」等の策定においては、市民の意見・提言を受けるなど、協働による景観づくりを推進し、市民主体の景観づくりへつながる団体等の設立を図ります。
- 景観ワークショップ、セミナー、シンポジウムなどを開催し、景観について考える機会の充実と意識の高揚を図り、市民や事業者等との連携を強化します。
- 市民や事業者及び行政が景観形成に対する認識を高め、相互の役割を理解し、市民とともに景観形成の推進に努めます。

9. 都市防災の方針

<都市防災の基本方針>

- 自然災害の未然防止と減災の2つの視点から、ハード・ソフト両面の施策を効果的に組み合わせ、起こりうる様々な自然災害に備えます。

<戦略的まちづくりに係る都市防災の方針>

<共生定住>

- 市民の「自助・共助」を支援し、地域の防災力の向上し、安心してすみ続けられる地域づくりを進めます。

<「都市防災の方針」の体系>

体系	
(1) 総合的な防災対策	①総合的な防災対策
	②自然災害対策
(2) 都市防災対策	①防災軸としての道路網等の整備
	②防災拠点の拠点性の強化
	③災害に強い市街地の形成
	・建築物の不燃化・耐震化の推進 ・密集市街地の改善 ・災害に強い市街地形成
(3) 防災体制の構築	①防災活動に寄与するコミュニティの形成
	②防災活動に寄与する連携体制の構築

(1) 総合的な防災対策

①総合的な防災対策

- 「奄美市地域防災計画」、想定される災害に関して総合的かつ計画的な防災行政の推進を図ります。

②自然災害対策

- 都市計画法、農地法、森林法等の土地利用に関する法令を適正に運用することにより農地・森林の保全に努め、水害・土砂災害等に対する防災機能の維持を図ります。
- 砂防指定区域や崩壊の恐れのある危険箇所、地すべり箇所、土石流発生箇所において、土砂災害防止対策を進めます。
- 治水機能の向上と浸水被害の防止・軽減を図るため、国や鹿児島県と連携しながら、河川改修事業を促進します。

(2) 都市防災対策

①防災軸としての道路網等の整備

- 大規模災害発生時に備え、避難・救援・復旧作業等の陸上・海上ルートを確保するため、道路網の整備や名瀬港の耐震岸壁等の整備を促進します。
- 緊急時における避難・復旧のための交通路としての役割を担う道路については、防災に寄与する道路の体系的整備と緊急輸送路、避難路の確保を図ります。
- 緊急輸送路等に指定された沿道建築物については、「耐震改修促進計画」と連携し、建物の耐震化を進めます。
- 防災面における道路機能は、ライフライン空間、災害時の消火活動空間、防火帯としての空間として、地区道路の整備推進による消火活動困難区域の解消を図ります。
 - ライフラインとしての道路のリダンダンシー（代替性）の確保
 - 山裾部の行き止まり路の解消（ネットワーク化）
 - 日常生活の利便性向上と併せて防災軸としても機能する主要区画道路の整備
 - 防災拠点への防災軸のネットワーク形成

②防災拠点の拠点性の強化

- 防災拠点となる市役所本庁舎等の機能強化や代替機能の導入を検討します。
- 緊急避難場所となる公園・コミュニティ施設、小・中学校等の避難地の確保を図るとともに、貯水槽、食料備蓄機能、情報機能等を付加しながら、防災拠点としての機能を高めるとともに避難場所の体系的な確保に努めます。
- 公園については、緊急時の避難場所、救援活動の場、火災に対する防火帯空間として、植樹や広場の整備、防火水槽の設置等に努めます。

③災害に強い市街地の形成

＜建築物の不燃化・耐震化の促進＞

- 耐震改修促進計画の策定とその運用により、公共施設の耐震・補強を強め、地震に強い施設整備を進めます。
- 民間施設や一般住宅についても、耐震化の必要性について普及、啓発に努め、耐震化に向けた支援を推進し、都市防災能力の強化を進めます。

＜密集市街地の改善＞

- 重点密集市街地に指定されている地区およびその周辺地区については、地震・火災による災害を低減・防止するため、防災に対する啓発を行い、安全な市街地形成に向けた取組みを支援します。また、地域の実情に応じて、面整備等の検討を進めます。
- その他、建築物が密集する市街地・集落においては、火災の延焼防止、生活に身近な道路や公園と一体となった市街地の改善方策を検討し、災害に強いまちづくりに努めます。

＜災害に強い市街地形成＞

- 山裾地区等の土砂災害危険区域では、県と連携し防災対策工事を進める他、災害危険個所における市街化の抑制やがけ地近接住宅等移転事業等の促進に努めます。

(3) 防災体制の構築

①防災活動に寄与するコミュニティの形成

- 日常時の防災活動や災害時の救済活動をより円滑なものとするために、地域単位のコミュニティ活動の維持・形成を支援します。

②防災活動に寄与する連携体制の構築

- 災害時における市民への情報提供や関係機関等との迅速かつ的確な相互連絡を行うため、地元FM・テレビ放送等との連携及び情報収集伝達体制の確立に努めます。

10. 都市の魅力向上

<都市の魅力向上の基本方針>

- 奄美市の都市・地域ブランドの構築をめざし、「おもてなし」を基本姿勢として、市民と行政との連携・協働により都市・地域の魅力向上に取り組みます。
- 誰もが、住み慣れた地域で生きがいと誇りを持って暮らせるまちづくりを基本として、人にやさしいまちづくりの実現を図ります。

<戦略的まちづくりに係る都市防災の方針>

<観光交流>

- 奄美市へ訪れる人をもてなす、魅力的な都市環境の創出を図ります。

<共生定住>

- 水・緑・文化を取り込んだゆとりとうるおいある都市環境の創出を図ります。

<「都市の魅力向上」の体系>

体系	
(1) 水と緑を身近に感じる都市環境の形成	①海辺を生かした取り組みの推進
	②緑を生かした取り組みの推進
	③水と緑のネットワークの形成
(2) 快適な都市環境の形成	①みんなにやさしいまちづくり
	②ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり
	③防犯まちづくり
(3) ICT を活用した都市の魅力の創出	—

(1) 水と緑を身近に感じる都市環境の形成

①海辺を生かした取り組みの推進

- 親水空間の整備など、水を身近に感じることのできる環境づくりに取り組みます。

②緑を生かした取り組みの推進

- 緑に囲まれた市街地・集落環境を生かし、身近な森林などの自然にふれることのできる都市環境の形成を進めます。

③水と緑のネットワークの形成

- 親水空間、緑豊かな歩行者空間の整備を進め、水と緑にふれることのできる安全で快適な歩行者空間ネットワークの形成を図ります。

(2) 快適な都市環境の形成

①みんなにやさしいまちづくり

- 歩行者の安全性を確保するため、車から人へ、子ども・高齢者・障がい者ほか、みんなにやさしいまちづくりを推進します。

②ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- 公共施設・建築物のバリアフリー化、移動しやすい都市環境の形成など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

③防犯まちづくり

- 道路や公園などの公共施設において、暗がりの解消や見通しの確保などに取り組みます。
- 市民や事業者が主体となって、地域の防犯性、安全・安心を高める環境整備を支援します。

(3) ICT を活用した都市の魅力の創出

- 新たな面整備において地域レベルでエネルギーの利用効率を高める「スマートコミュニティ」の取り組み、買い物等の生活不便地域において自動運転サービスを導入、また情報産業と連携した観光情報の発信など、ICT（※）を活用した効率的な都市づくりや観光振興など、都市の魅力の創出を進めます。

※ICT： Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。同義語として IT がある。

1 1. 環境保全の方針

<環境保全の基本方針>

- 奄美市の恵まれた自然環境を未来へ受け継いで行きます。
- 自然の魅力が最大限に活かされるような活用を図り、人と自然、都市と自然が継続的に共生できる地域環境の形成を図ります。

<戦略的まちづくりに係る環境保全の方針>

<観光交流>

- 世界自然遺産の魅力を守り、育て、世界へ発信していくことで、観光の振興、人と自然の交流を展開します。

<共生定住>

- 環境負荷の少ない都市をめざし、市民と行政との協働により、自然共生型の都市づくりに向けた取組を総合的に進めていきます。

<「環境保全の方針」の体系>

体系	
(1) 自然環境の保全・活用	①自然環境の保全
	②自然環境の活用
(2) 都市と自然の共生	①港湾・海浜空間
	②山地
	③河川
(3) 環境にやさしいまちづくり	①低炭素都市づくりの推進
	②省エネルギー・情報技術の活用

(1) 自然環境の保全・活用

①自然環境の保全

- 奄美群島国立公園に指定された美しい自然、そこに住む生きものたちの豊かな個性やつながりなど生物多様性に配慮し、奄美市の特徴ある自然環境を保全します。(再掲)
- 海辺、海浜空間や緑豊かな山地は、生物多様性や将来受け継ぐべき「奄美らしさ」として、保全・活用を進めます。
- 河川については、治水、利水機能を果たすとともに、多くの動植物、生物の生息地であることから、優れた自然環境として整備を進めます。



<海辺空間>



<ガジュマル>

②自然環境の活用

- 金作原原生林、マングローブ原生林、あやまる岬観光公園他、自然交流、観光交流等の拠点となる地区周辺においては、自然公園法等の土地利用規制を基本に現在の自然を維持するとともに、自然景観の保全・活用に向けた取り組みを推進します。(再掲)



<マングローブ原生林>

(2) 都市と自然の共生

①港湾・海浜空間

- 都市・地域と接する港湾・漁港空間については、前述の土地利用方針等を基本として、都市・地域の発展や観光・交流の促進に向けた土地利用を図るとともに、親水空間や景観に配慮した都市空間を創出します。
- 集落と一体となった海浜空間等については、名瀬らしい集落景観として保全します。(朝仁海岸)



<名瀬港地区の遊歩道>

②山地

- 都市計画道路や都市軸となる各種道路、また都市施設の整備が位置付けられている地区については、自然環境に配慮し整備を進めます。
- 都市・地域と近接する山地等は、まちに潤いをもたらす緑の空間として保全します。
- おがみ山については、都市環境と自然環境の接点のモデルとして将来的にも積極的に保全・活用を図ります。

③河川

- 奄美地方では、古来より河川は聖泉「神の川」として崇められ、生活においてもかけがえないの存在でありました。現在も、河川は都市・地域に潤いを与え、人と自然が触れ合える場となるため、良好な自然環境、景観を保全するなど親水空間の整備を進めます。

(3) 環境にやさしいまちづくり

①低炭素都市づくりの推進

- エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、低炭素まちづくりに配慮し、都市構造の転換、都市機能の集約、エネルギー利用の効率化、公共交通の利用促進などの取組を総合的に進めます。
- 車利用を軽減する徒歩、自転車利用により都市生活が可能な都市施設整備及びコンパクトで都心機能が集積した中心拠点の市街地形成を進めます。

②省エネルギー・情報技術の活用

- 一定規模以上の市街地整備事業を進める地区においては、街区・地区レベルでのエネルギーの相互活用をはじめ、低炭素型まちづくりの取組を進めます。
- ICT等の最先端技術を活用して地域レベルでエネルギーの利用効率を高める「スマートコミュニティ」の取組を先導的に進めます。
- 太陽光発電や太陽熱温水器などの自然エネルギーを活用する住宅設備、省エネルギー機器への買い替えなど、環境負荷を低減する身近な取組を推進します。

12. 都市マネジメントの方針

<都市マネジメントの基本方針>

- 都市・地域の持続可能性を高めるため、コンパクトなまちづくりの推進や効率的・効果的な施設の整備、管理、更新等を進めます。

<戦略的まちづくりに係る都市マネジメントの方針>

<観光交流>

- コンパクトなまちづくりに向けて、効率的な土地利用や公共交通ネットワークの形成を進めます。

<活力賑わい>

- 民間との連携により、施設の整備、運営を推進するなど、効率的で魅力ある都市の形成を目指します。

<共生定住>

- 将来の財政負担を軽減・平準化していくために、既存施設の有効活用や長寿命化、また施設の統廃合など、総合的・長期的な視点で施設のマネジメントを進めます。

<「都市マネジメントの方針」の体系>

体系	
(1) コンパクトなまちづくりの推進	—
(2) 効率的・効果的な施設のマネジメント	—
(3) 民間等との連携推進	—

(1) コンパクトなまちづくりの推進

- 第2章都市づくりの基本構想に示す“「選択と集中」「開発と保全」など、計画的な土地利用”の考えを基本に、市街地の拡大抑制、生活利便性の高い持続可能な都市構造の構築や土地の有効活用など、コンパクトなまちづくりを推進します。
- コンパクトなまちづくりの推進にあたっては、地域公共交通と連携しながら、生活利便性を確保する拠点とネットワークの形成の他、土地利用の適正化を進めます。

(2) 効率的・効果的な施設のマネジメント

- 施設の老朽化の進行や財政制約が深刻化する中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくため、「保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減」「長寿命化の推進によるライフサイクルコスト※の軽減」「施設管理の効率化によるコスト縮減」を推進します。
- 新たな都市施設を整備するにあたっては、奄美市都市計画マスタープランに位置づける都市構造の拠点へ誘導することを基本に、施設の複合化、機能の高度化を進め、効率的な運営・管理を進めるとともに、地域の生活利便性の維持・確保を進めます。

(3) 民間等との連携推進

- 新たな都市施設を整備や施設の維持を進めるにあたって、民間委託の推進や指定管理者制度の導入などの民間ノウハウを活用する取組みを推進しつつ、PFI*/PPP*など、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行います。
- 既成市街地の再編、空き家・空き地の有効活用、また公園をはじめとした公共空間を有効に活用していくため、地域をマネジメントする主体の確立やこれら主体を中心としたエリアマネジメントの取組みの推進など、各主体との連携によるまちづくりを推進します。

※ライフサイクルコスト：施設整備時の設計費・建設費等の初期投資費用、施設の運用開始から発生する光熱水費・保全費等の維持管理費用、改修のための修繕費や解体処分のための解体費用等、施設の一生涯に必要な費用のこと。

※PFI(Private Finance Initiative)：公共工事や公共施設の設計や維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。

※PPP(Public-Private Partnership)：行政と民間が連携して公共サービスを行うこと。

